

五所川原市こどもの居場所運営事業業務委託仕様書

1 目的

五所川原市では、立佞武多の館（市民が誇る郷土の伝統文化である立佞武多の保存及び伝承を図るとともに、観光・市民交流の拠点施設として賑わいを創出し、中心市街地の活性化を促進することを目的に開館した施設。）の4階に乳幼児、中・高校生を対象とした機能にリニューアルすることで施設の有効活用を計画している。

未就学児向け遊具を整備した「遊びの広場」、中・高校生向けのフリースペース「学びの広場」を4階の2室で開設し、気軽に立ち寄ることができる地域の「こどもの居場所」を目指す。

2 業務名

五所川原市こどもの居場所運営事業

3 業務基本概要

（1）業務概要

①「遊びの広場」の運営（備品の管理を含む。）

②「学びの広場」の運営（備品の管理を含む。）

（2）業務期間

契約締結日から令和13年3月31日

ただし、運営開始は、令和8年7月上旬を予定しており、運営開始前は開設準備期間とし、委託料は発生しない。

（3）実施場所

五所川原市字大町506番地10 立佞武多の館 4階

4 運営に関する事項（「遊びの広場」「学びの広場」共通事項）

（1）人員配置

「遊びの広場」と「学びの広場」を統括する管理責任者を1名配置すること。

管理責任者は、児童福祉事業等に従事したことがある者とし、その資質及び能力において、責任者としてふさわしい者であり、主に次の業務を行うこと。

ア 市と連絡調整、報告

イ 従事者の指導、監督

ウ 苦情対応、助言

エ 「遊びの広場」「学びの広場」における現場管理

オ 事業の周知等

カ 従事者の勤務管理

キ その他管理責任者としてすべき業務

(2) 留意事項

① 廃棄物について

「遊びの広場」「学びの広場」を利用した際に排出された廃棄物は、立佞武多の館の指定管理者（以下「指定管理者」という。）において、廃棄する。

② 施錠の管理について

市及び指定管理者と協議の上、管理方法を定める。

③ 光熱水費の負担について

指定管理者の負担とする。

④ 電子機器、通信環境等について

運営に必要な機器（P C、タブレット、携帯電話及びその他機器）は、受託者で準備すること。

なお、インターネット回線は、立佞武多の館における無線L A Nを利用することができる。

⑤ 備品の管理について

無償で貸与する。貸与する備品は、別紙「備品台帳（案）」のとおりである。

貸与する備品は、適正に管理及び利用すること。

また、委託料において購入した備品は、市へ帰属するものとし、備品台帳をもって適正に管理すること。

5 運営に関する事項（「遊びの広場」）

(1) 人員配置

子育て親子の支援に関して意欲のある者であって、子育ての知識と経験を有する専任の者を2名以上常に配置することとし、4（1）の管理責任者を含み、5人以下の体制とすること。ただし、6人以上の体制を要する場合は市と協議する。

(2) 開所日時・閉所日

下記の表のとおり。

	曜日等	時間
①	月から金で1週あたり延べ4日(曜日については受託者で選択可能であるが、固定とすること。) (祝日の場合は②)	10時から17時まで
②	土・日・祝日	9時30分から17時まで
③	①の開所しない日・立佞武多の館の休館日等 (①の開所しない日が祝日の場合は、②の時間を適用し、①における翌開所日を右記のとおりとする。)	閉所

上記については、市と協議の上、変更することができる。

(3) 対象者

主に概ね3歳未満の児童※とその保護者（※3歳以上6歳以下の児童も対象とする。）

(4) 業務内容

- ① 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進
- ② 子育て等に関する相談、援助の実施
- ③ 地域の子育て関連情報の提供
- ④ 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施（月1回以上）
- ⑤ 読み聞かせスペースの管理（方法については、市と協議して決定すること。）
- ⑥ 遊具の日常的な管理
- ⑦ 実施場所の清掃

※①～④は、「地域子育て支援拠点事業の実施について」（令和6年3月30日付け成環第113号）別紙「地域子育て支援拠点事業実施要綱」に基づいて行うものとし、関係法令等を遵守するものとする。

※⑤～⑦についても、①～④に付随する業務として、適切な方法で実施すること。

6 運営に関する事項（「学びの広場」）

(1) 人員配置

常に配置する人員は不要。ただし、配置を必要とする場合は、市と協議すること。

(2) 開所日時・閉所日

下記の表のとおり。

	曜日等	時間
①	月から金で1週あたり延べ4日（祝日の場合は②、学校長期休業時の場合は③）	15時から19時まで
②	土・日・祝日	9時30分から17時まで
③	学校長期休業時の月から金で1週あたり延べ4日（祝日の場合は②）	10時から19時まで
④	①又は③の開所しない日・立佞武多の館の休館日等 （①又は③の開所しない日が祝日の場合は、②の時間を適用し、①又は③における翌開所日を右記のとおりとする。）	閉所

上記については、「遊びの広場」に準じた内容とすること。

市と協議の上、変更することができる。

また、17時から19時までは指定管理者において、管理する。

(3) 対象者

中学生及び高校生

(4) 業務内容

- ① 「学びの広場」の巡回管理

② 食事の提供（月 1 回以上）

③ 体験の場の提供（不定期）

※①は、（２）の開所日において開始時間から 17 時までの間に行うものとする。巡回の方法等は、市と協議の上、定めるものとする。

※②及び③は、（２）の開所日の開所時間内において実施することとし、実施する日は、その都度、市と協議の上、定めるものとする。

7 保険等

本業務に起因して、利用者等に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負う場合の補償のため、受託者は賠償責任保険に加入すること。

8 損害賠償

故意又は過失その他受託者の責に帰すべき理由によって施設等の損壊や利用者等にケガを負わせたときは、市は受託者に損害の賠償を請求することができる。

9 経理等

（１）委託料

委託料は、概算払いとする。ただし、毎会計年度終了時、実績に基づき、内容を精査し、精算することとする。

（２）請求

委託料は、市が、受託者からの適法な請求書を受理した日から 30 日以内に支払うものとする。

なお、「遊びの広場」は地域子育て支援拠点事業としての実施のため非課税事業であり、「学びの広場」は課税事業であるため、請求書における記載は、内訳や消費税について、必ず内容を明記し、請求書を作成すること。

（３）利用料

「遊びの広場」「学びの広場」の利用料は、無料とする。

ただし、講習会やイベント等における材料費等必要最低限の実費については、徴収できるものとする。

（４）帳簿等

「遊びの広場」「学びの広場」ごとに、帳簿等を整理し、各広場別に収支をまとめるものとする。

10 選任の報告

本業務を開始しようとするときは、担当する従事者等について、履歴書の写し及び資格を証する書類の写しを添えて市に提出すること。なお、変更があった場合も同様とする。

11 従事者の研修

従事者は、適切な業務ができるよう資質の向上に努めること。

- (1) 受託者は、専門性の向上を目的とした研修を実施し、市へ研修の報告を行うこと。
- (2) 従事者等は、青森県知事等が主催する研修に積極的に参加すること。

1 2 事故発生時の対応

事故やケガの防止と対応について、下記のとおりとする。

- ①事故やケガを防止するために、環境の安全について毎日点検し、必要な補修等がある場合は、市に報告する。また、日常的な清掃は、毎日行うものとする。
- ②事故やケガが発生した場合に備え、携帯電話などを活用して、屋内及び屋外の連絡をとれるよう体制を構築すること。
- ③事故やケガの防止に向けた対策や発生時の対応に関するマニュアルを作成し、マニュアルに沿った訓練又は研修を行い、従事者等の間で共有する。
- ④事故やケガが発生した場合には、速やかに適切な処置を行うとともに、市に報告する。また、事故の原因等を究明し、今後の対策と併せて市に事故報告書を提出すること。

1 3 業務分担等の区分について

- (1) 業務分担区分については「別表 1」のとおりとする。
- (2) 費用分担区分については「別表 2」のとおりとする。
- (3) リスク分担については「別表 3」のとおりとする。
- (4) 表中にないリスク及び疑義等が生じたときは、市と協議して決定するものとする。

1 4 事業計画及び事業実績

(1) 事業計画について

受託者は、毎会計年度の始めに、当該年度の事業計画を市へ提出すること。

あわせて、人員について配置状況を報告すること。中途変更となる場合は、その都度報告すること。

なお、令和 8 年度においては、開設準備期間を含めること。

(2) 事業実績について

①毎月報告する事項

受託者は、毎月、利用人数等の事業状況について報告すること。

②毎会計年度報告する事項

受託者は、市長の指定する日までに実績報告書を提出するものとする。なお、国庫補助金ほか当該事業に活用する財源における実績報告に必要な事項を報告すること。

1 5 苦情等の対応

受託者は、本業務について利用者から苦情等を受けた場合は、適切な対応を行い、誠意ある解決を図るとともに、その内容及び結果等を市に報告すること。

1 6 個人情報保護

受託者は、本業務の履行にあたり、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守しなければならない。

1 7 協議

本仕様書に規定するもののほか、本業務の内容及び処理について疑義が生じたときは、市と協議して決定するものとする。